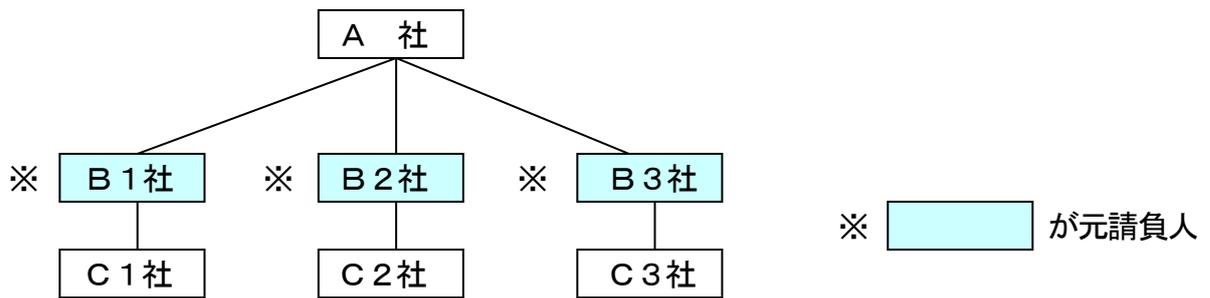


(具 体 例)

(例1) 住宅等を販売する事業主等が自ら建築主として建物の建築を請負業者に注文する場合

→ A社が発注者となり、B1～3社が元請負人となる。
この場合、A社による施工管理の有無は問わない。



(例2) 事業主が顧客から注文を受けて建物の建築を行う場合

→ 注文者が発注者となり、A社が元請負人となる。

